

登録教習機関の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	有限会社双葉自動車学校
登録教習機関の住所	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫 198-3
代表者の職氏名	代表取締役 長沼 克往
事務所の名称	ふたば産業機械講習所
事務所の所在地	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫 198-3
行うことができる技能講習	高所作業車運転技能講習
登録年月日	令和 6 年 12 月 11 日
登録番号	第 276 号

令和 6 年 12 月 11 日

福島労働局長
(公印省略)